

令和7年度女子学生霞が関体験プログラム実施要領

（目的）

第1条 本要領は、学生の学習意欲の喚起、職業意識の育成及び国の行政についての理解の増進を図るため、国の行政に関心を持つ大学（大学院を含む。以下同じ。）の女子学生（以下「学生」という。）を女子学生霞が関体験プログラム（以下「実習」という。）の実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合における実習の実施方法、実習生が従うべき服務規律その他必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的役割）

第2条 内閣人事局及び参加府省（以下「実施府省」という。）は、実習の目的を達成するため、相互に連携を図るものとする。

2 内閣人事局は、実習が目的に則して公正かつ円滑に行われるよう、総合的な企画、立案及び調整を行うとともに、参加府省と連携して学生の参加を広く募るほか、実習生の受入れに関する大学との調整の役割を担うものとする。

3 実施府省は、本実習が効果的に実施できるよう、実習生に必要な支援を行うものとする。

（実習生の資格要件）

第3条 実習生は、日本国籍を有する学生であって、申込時に記入した調査票の内容から、本プログラムに参加することに対する十分な意欲・熱意等を有するとして内閣人事局が認めた者とする。

（実習生の募集）

第4条 内閣人事局は、参加府省の受入予定者数等を取りまとめ、実習生及び参加府省を決定し、実習生及び実習生が所属する大学（以下単に「大学」という。）に実習の実施について周知するものとする。

（応募方法）

第5条 応募を希望する学生が、内閣人事局が運営する申込みサイトを通じて調査票を提出することにより、申込みを行う。

（実習生の受入れ）

第6条 内閣人事局は、学生から調査票の提出があったときは、調査票に基づき選考を行い、参加府省の意見を聴いた上で、実習生を決定して、参加府省及び実習生並びに大学に通知するものとする。

2 実習生の受入れに当たっては、大学と内閣人事局との間で、実習の実施に際しての基本的な役割分担等を定めた覚書を締結するものとする。

- 3 実習生は、実習開始前に、内閣人事局が運営する申込みサイトを通じて、服務規律の遵守に係る誓約書を提出しなければならない。

(実習期間)

第7条 実習期間は、原則として、9月の5日間とする。

(実習方法等)

第8条 実習は、1日目は内閣人事局、2日目以降は2府省において2日間ずつ実施する。

- 2 実施府省は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定めるものとする。
- 3 実施府省は、実習の目的が効果的に達成されるよう実習プログラムを策定し、実習の適正な実施に努めるものとする。
- 4 実習生は、実習指導官による指導等のもとに実習に従事するものとする。
- 5 実施方法は、対面実習又はオンライン実習のいずれかとし、応募受付の段階で事前に周知するものとする。
- 6 感染症や災害の発生等により、実習を予定通り実施することが適当でないと実施府省が判断したときは、必要に応じて、実習の全部又は一部の中止、対面実習のオンライン実習への変更等の措置を講じることとし、実習開始前に実習生にその旨を連絡する。

(実習時間)

第9条 実習時間は国家公務員の勤務時間に、休憩時間は国家公務員の休憩時間に準じて実施府省が定める。

(実習場所)

第10条 実習場所は、実施府省又はオンラインとする。

(実習に係る費用)

第11条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学の負担とする。

(実習生の服務等)

第12条 実習生は、国家公務員の身分は保有しないものの、実習期間中は、原則として国家公務員の服務に準ずるものとし、国家公務員が遵守すべき法令及び規則等並びに実習指導官の指導及び監督等に従わなければならない。

- 2 実習生は、実習期間中は、国家公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、これに類する行為（特定の政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。
- 3 実習生は、実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条に定めるもの。）を、実習期間中及び実習期間終了後において、部外者（大学を含む。）に漏らしてはならない。

また、実習活動を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習期間中及び実習期間終了後において、実習指導官の指示に従わなければならない。

- 4 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を得なければならない。
- 5 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習指導官に申し出なければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡しなければならない。

（実習結果等）

第13条 内閣人事局は、実習期間終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び参加府省からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

（実習生の受入れの中止）

第14条 内閣人事局は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより実施府省の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見される場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、内閣人事局は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止について大学に通知するものとする。

（災害補償等）

第15条 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は実施府省（職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として実習開始前に、災害傷害保険及び賠償責任保険等に参加しなければならない。また、大学は、実習生に対し、これらの保険への参加を求めるものとする。

（実習生の損害賠償等）

第16条 実習期間中又は実習期間終了後において、実習生が実施府省（職員を含む。）又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害に係る損害賠償等に関する最終的な責任は、実習生が負うものとする。この場合において、大学は、誠意をもって学生への指導等にあたるものとする。

（雑則）

第17条 本要領に定めのない事項及び本要領に関して疑義が生じた事項については、内閣人事局が参加府省と協議して決定するものとする。

以 上